

## 議会議案第 7 号

教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める意見書の提出について

教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年 9 月 24 日

提出者 須崎市議会議員 高橋 立一

賛成者 須崎市議会議員 西山 慶

〃 須崎市議会議員 柿谷 悟

〃 須崎市議会議員 高橋 祐平

〃 須崎市議会議員 宮田 志野

〃 須崎市議会議員 豊島 美代子

## 教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本改善を求める意見書

2018年の厚生労働省「過労死等防止対策白書」によれば、小・中・高・特別支援学校を含めたすべての学校の教職員の1日あたりの勤務時間の平均は、通常時でさえ1日1時間17分（所定勤務時間は7時間45分）です。1か月あたりの時間外勤務の平均は77時間44分と、きわめて深刻な事態です。また、休息・休憩時間もまともに取れていない現状もあります。

この長時間過密労働は、教職員を肉体的・精神的に追い詰め、子どもと向き合い、教育活動に専念することを困難にしています。「教材研究ができなく、子どもたちに申し訳ない」「明日の授業準備さえままならない」などの悲痛な声が学校にあふれていて、「教育の質」を確保し向上させる課題にも影響を及ぼしています。

こうした状況の背景には、「全国学力・学習状況調査」等を中心とした過度な競争主義や、学習指導要領の押しつけによる管理・統制などがあります。長時間過密労働を解消し、教職員のいのちと健康を守るとともに、子どもたちにゆきとどいた教育を実現するために、教職員定数を抜本的に改善し1人ひとりの負担過多を解消することは、欠かすことのできない課題です。

本年1月25日、中央教育審議会が「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」答申を行いました。文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、通知を発して、これらの具体化を地方教育委員会と学校に求めています。しかし、これらの施策には教職員定数の抜本的改善がありません。

また、通常の勤務時間を延長し、代わりに夏休みなどの勤務時間を縮める1年単位の変形労働時間制の導入が提案されています。この制度は1日8時間労働の原則を崩し、長時間労働を一層助長してしまうものであり、文科大臣も、「教師の業務や勤務が縮減するわけではない」と述べています。地方公務員は適用除外とされていますが、文科省は、今年度中に法整備を予定しています。

2020年度から順次、改訂学習指導要領が本格実施され、小学校英語やプログラミング教育の導入等による授業時間増と教職員の負担増が心配されています。今、求められているのは、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、教職員定数の抜本的改正です。

よって、須崎市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

### 記

1. 教職員の長時間過密労働を解消するため、国の責任で大幅な定数増をすすめること。
2. 義務及び高校標準法を改正し、教職員定数改善計画を策定すること。
3. 1年単位の変形労働時間制導入のための法整備をおこなわないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月24日  
須崎市議会議長 大崎 宏明

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
文部科学大臣 様  
総務大臣 様